

平成18年厚岸町議会第2回定例会		
平成18年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日		平成18年6月23日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成18年6月23日 午後 1時14分
	閉 会	平成18年6月23日 午後 2時22分

1. 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 治	○
9	松 岡 安 次	○			
以 上 の 結 果 出 席 委 員 17名 欠 席 委 員 0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	デイサービス センター施設長	桂 川 実 (兼務)
助 役	大 沼 隆		
総 務 課 長	田 辺 正 保	出 納 室 長	柿 崎 修 一
税 財 政 課 長	佐 藤 悟	教 育 長	富 澤 泰
まちづくり 推 進 課 長	北 村 誠	教委管理課長	米 内 山 法 敏
		教委指導室長	酒 井 裕 之
町 民 課 長	久 保 一 將	教 委 生 涯 学 習 課 長	藤 田 稔
保健介護課長	豊 原 隆 弘		
福 祉 課 長	松 見 弘 文	教 委 体 育 振 興 課 長	松 浦 正 之
環境政策課長	小 島 信 夫		
産業振興課長	大 崎 広 也	監 査 委 員	今 村 實
建 設 課 長	佐 藤 雅 寛	監査事務局長	松 澤 武 夫
病院事務長	斉 藤 健 一	農委事務局長	藤 田 稔
水 道 課 長	高 根 行 晴		
特別養護老人 ホ－ム施設長	桂 川 実		

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 8 . 6 . 2 3)

日 程	議 案 番 号	件 名
		(平成18年度各会計補正予算審査特別委員会)

厚岸町議会 平成18年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成18年6月23日

午後1時14分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

本委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。

4 番。

- 小澤委員 議長の指名により決していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） ただいま議長一任の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長に谷口委員、副委員長には中屋委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、委員長には谷口委員、副委員長には中屋委員が互選されました。

委員会を休憩いたします。

午後1時15分休憩

午後1時16分再開

- 委員長（谷口委員） 委員会を再開いたします。

初めに、議案第83号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第1条の歳入歳出予算の補正3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入補正予算説明書から進めます。進め方は、款項目により進めてまいります。

15款国庫支出金、3項委託金、3目農林水産業費委託金。ございませんか。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。ございませんか。

3 項委託金、4 目農林水産業費委託金。

19款繰入金、1 項基金繰入金、4 目まちおこし基金繰入金。

20款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金。

3 番。

- 南谷委員 20款 1 項 1 目繰越金についてお尋ねさせていただきます。

先ほど課長の方から、前年度繰越金106万円に至る経過について詳しく説明をいただいたんですけども、本定例会に当たって、月例出納検査報告書ですか、平成17年度、平成18年度 5 月分、5 月31日現在出納閉鎖をされるということで、監査月例報告を比較してこの環境を見せていただいたら、詳しい説明があったんです。まず、関連いたしますのでお聞きをさせていただくんですけども、一財の方で今年度、2 億600万円ほどの収益が発生していると。それを財調の方に法定的に 1 億5,000万円ほど積む。残り5,000万円、この5,000万円を今年度に繰り越すんですけども、その中から今回前年度繰越金として106万円をまずは計上すると、こういう理解に立ったんですけども、よろしいでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） ご質問者おっしゃるとおりでございます。

- 委員長（谷口委員） 3 番、南谷委員。

- 南谷委員 そうしますと、非常に企業会計と地方自治体の会計、動いているので、出納閉鎖するまでに非常に時間があって、私の頭ではなかなか理解ができないんですが、今年度会計におかげさまで5,000万円ほどの繰り入れが可能だと、こういうふうに理解をさせていただいたんですけども。

委員長、実はこの繰越金の関係なんですけれども、夕張市の関係も含めて、経理的に非常に新聞等で騒いでおりますので、若干広がることをお許しを賜りたいんですが、よろしいでしょうか。

- 委員長（谷口委員） はい。

- 南谷委員 ありがとうございます。

確かに、平成17年度から18年度に会計が移行してくる。ここで前年度から繰り越し106万円計上されているんですけども、そうしますと、一番私が気になるのは、けさの道新にも第1面で空知管内の借入金の関係で大きく道の責任も含めてニュースに出ておりますし、道新でもこの1週間ほどの間に、毎日のように夕張市の負債について計上がされております。一時借入金でございますが、夕張市では2006年、292億円ですか、物すごい大きな一時借入金が発生している。トータルでも、600億円ぐらいのマイナスになっている。ところが、単年度の収支はたしか五十二、三万円の黒字決算をされている

んですよ。

私は、厚岸町は今お聞きしますと、2億600万円の収益的には17年度会計黒字という理解をさせていただいたんですけれども、この月例出納検査報告書を見ただけでは、なかなか計上判断がしにくいんですよ。一般会計の借入金の欄が年度末ではゼロですよ。短期の借り入れは厚岸町はゼロですよ。こういう表示なっております。本当に、失礼なんですけれども、よもやということはないと思っておるんですが、現実には夕張市だって600億円からの赤字があって、単年度50何万円の黒字決算をしておった。これも現実でございます。この辺の真意について明快なご答弁をいただきたいと存じます。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

今、質問者おっしゃいました例月出納検査報告書によりますところの数字でお話しされたところでございます。私、今同じものを見ておりますが、5月31日で一時借入金がゼロということでございます。ただし、年中に一時借入金をしてございます。平成17年9月30日から返済が18年3月31日までの間に、延べの額でございますが、22億5,000万円の短期借入金をしてございます。ご存じのとおり、これは歳入歳出外ということで、予算とは関係ございません。

したがって、自治法に定まっている一時借入金の内容といたしましては、年間を通じて資金不足が生じる場合には、市中銀行等から借入金を起こし、その資金不足に対応することができるということから、一時借入金を起こしているところでございます。したがって、この規定に基づきまして、4月1日から5月31日までの間にすべての返済を終えなければならないという規定に基づいて償還をしてございますので、一時借入金はゼロということになってございます。

以上です。

●委員長（谷口委員） 3番、南谷委員。

●南谷委員 確かに、書類見たら全くそのとおりの計上がなされて、私も見た限りではそういう判断に至ったわけでございます。

結果から申しますと、健全経営とは言えないかもしれないけれども、夕張市とは比較にならないような状態で、町財政を推移させていただいているということについては安心をさせていただいたわけでございますし、今後もしっかりと財政というものに頑張っていかなければいけないと、そんな思いでおったんですけれども。何せ、本当に毎日のように新聞等で、通常は、夕張市にも議員の皆さんおられますし、市民の皆さんもおる。けさの空知の支庁、1町でないんですよ。そういう現実には国からの交付金下がってきて、こういう今日に至っている経過というのがあるんですけれども、それぞれ経理というものに対してデリケートに取り扱っていただきたいと存じますので、その辺のところを強く肝に銘じて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

●委員長（谷口委員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご質問者のご指摘のとおり、法に基づいて適切に運用してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと思います。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他に1目繰越金、ございませんか。

なければ、進めてまいります。

21款諸収入、6項雑入、3目雑入。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。

6ページから進めてまいります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

1番、室崎委員。

●室崎委員 提言といいますか、ありていに言えばお願いなんです、ちょっと一般管理費から多少はみ出す部分もありますので、お許してください。

1つは、役場庁舎内に非常にたくさんある絵なんです。3階にも非常に立派な絵がたくさんあります。ところが、割と町民皆さんの目に触れる機会が少ないんですよ。それで、前にも1度ご提言申し上げて、たしか情報館で1度そういう展覧会といいますか、展示会というのをやったような記憶があるんですが、できれば各辺地という言い方もあれなんです、中心部だけじゃなくて、それぞれの地域を含めて1度そういうような機会を何らかの形で持っていただければ、厚岸町の役場の中にあるいろいろな絵を町民みんなで鑑賞できるような機会をつくっていただきたいと思います、これは教育委員会あたりともご相談いただいて、何らかの形でお願いしたいなと、そのように思いまして、これはお願いでございます。

それから、もう1点は、音喜多さんの一般質問のときにも話が出ていたんですが、何か国か道の方から津波のシミュレーションのDVDっていうんですか、そういうすごい立派なものが町の方に来ているんだそうですね。私はほかのところでちょっと話聞いたんですが、それ全部というは何枚もあってえらい時間も長いんですが、その中で特に厚岸町の部分だけ、それも生々しい部分だけでいいんですけども。聞いていたら、町民懇談会、そういうようなときにも使いたいとおっしゃっていたんですが、大変失礼な言い方なんでしょうけども、懇談会に町民の何割の方が出席するかというと、前回は余りいい割合でなかった。だから、いろんな機会をつかまえて、これをぜひ皆さんの目に触れるようにしていただきたいと、そういうふうに思うんです。

波が押し寄せてきてどんどんと陸地が水浸しになっていく状況が、非常に生々しい形で動画として出ているそうでして、これを見ると、いや大変なことだというのは一目でわかるんだよというような話も聞いておりますので、私もぜひ見てみたいと思っております。ぜひ、そういう町民皆さんが、例えば役場の1階のロビーですか、そのの

ところでぼんとボタンを押すとだれでも見られるというようなことも簡単に今はできるようですから、もちろん経費との関係もございませけれども、なるべくみんながどこでも見れるようにしていただきたいなど。それから、議会としてもぜひ一度、鑑賞ではないですが、これは。何ていうんですか。要するに、見させていただきたいと、そのように思うので、そういう機会をぜひこしらえていただきたい。

この2点、提言というよりはお願いなんですけれども、よろしく願いしますが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） まず、役場にありますが絵画の絵画展の開催の関係になるかと思えますけれども、この辺につきましては、室崎委員の質問の意味、十分理解できますので、教育委員会等々との関係部署とも検討いたしまして、その実現に向け努力をいたしたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、津波の関係でございませ。

おっしゃられるとおりに、今回北海道の方から2年間の事業計画を得まして、成果品という形でこのたび町の方に来ております。実は、この町づくり地域懇談会に向けまして、その中から厚岸町にかかわる部分といいましようか、そういう部分を抜粋するというような作業を進めてきておりまして、そういった中で、抽出して厚岸町の部分を町民の方に見ていただくということで、準備しているところでございませ。

おっしゃるとおり、町づくり地域懇談会については、全町民が出ているというわけではございませ。先般、一般質問等の中にもお答えしておりますけれども、いろんな機会を利用してこういったデータ、これをうまく活用しながら啓蒙に当たりたいというふうに思っております。議会議員さん等における周知といいましようか、そういう見ていただく機会、これも議会事務局等々とも打ち合わせしながら実現に向け進みたいなど、このように思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思ひます。

●室崎委員 よろしく願いします。結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

進めてまいります。

10目企画費。

3款民生費、1項社会福祉費、2目心身障害者福祉費。

15番、佐齋委員。

●佐齋委員 委員長、ちょっとお願いがあるんですが、ここで心身障害者福祉費なんですが、実は身体障害の人工透析について聞きたいんですけれども、よろしいですか。もし、だめであれば、9月の議会に聞きたいと思うんですが。

●委員長（谷口委員） 長くかかりますか。

●佐齋委員 いや、そんなに長くない、特に。いいですか。申しわけないです。聞くところがなかったものですから、ここで聞こうと思って。

今、厚岸町で人工透析をする方は何名くらいおりますか。

●委員長（谷口委員） 暫時休憩します。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時35分再開

●委員長（谷口委員） 委員会を再開いたします。
病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 町立病院に限ってのお話をさせていただきますけれども、2部透析をやっておりまして、今34名でございます。

●委員長（谷口委員） 15番、佐齋委員。

●佐齋委員 実は、古い話になりますがけれども、新潟県の地震ありましたね、中越地震。あのときに各病院が被害を受けて、透析機械が破損されて透析できなくなったということでもって、今は各透析をしている病院でもって災害のマニュアルって、こういうものですね。災害のマニュアルをつくって、透析患者に持たせるということです。これは、まず電気がとまったら終わりです。水道がとまって終わりです。そういうことでもって、中越の場合は、新潟県のその周りもだめになったと。それと、交通網がだめになったということでもって、要するに透析は大体、聞きますと、3日か4日でもって透析しなければ黄疸症状を起こして、人命にかかわるだろうということらしいんです。そういうことでもってできなくて、車も交通もだめになったということで、どうしようもなくて、県外の方にヘリコプターを個人的に要請して、ようやくあれしたんだということなんです。

ところが、私もなんですけれども、いろいろ見せてもらいまして、患者によって、透析をするときに、血をこすときにおのおの全部違うんですよ。ただぼんち行っても、受ける病院がその人がどういう患者で、どういう機械を使って、どういう薬を飲んでいるかというのが全然わからなかったと。

そういうことの大変なあれがあったということでもって、幸か不幸か私の行っている病院でこう出るんですけれども、全部こういうふうに各管内の病院の名前、それから私は釧路市の診療機関ですけれども、そういう場合、管内の厚岸町立病院の電話番号はどこで、それからどこどこって、全部これ出ているんです、管内の。それと、こういうふうな、例えば災害があった場合に、私釧路市に行っていますから、まずやっているか。

病院何ともないかということは、こういう携帯でもって調べて、全部これもあるんです。それで、向こうに電話かけると、電話でもって、うちの病院は何ともないですから来てくださいというようなこともあります。それから、あと電話局から、いろんな災害本部から、全部書いています。

それから、災害があった場合には、こういう対応をください。それから、あった場合には、家族にも対応をしてくださいと。それから、どういう薬を飲んでいきますと。それから、この人は例えば違う病院へ行っても、あなたはこういう機械を使って、こういうふうな透析のあれしていきますと。それから、薬はこういうのを飲んでいきますよということを、これがあると、緊急があつてよその病院へぼつと行っても、すぐやっていただけるというマニュアルがあるんですよ。

だから、これは町立病院あたりでもこういうふうなあれをされているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 昨年だったと思いますけれども、佐齋委員の方から、その行っている状況を教えていただきました。今、透析患者は、2部透析ということで34名もやられていると。過去においては、10名以内のときには、ちょっとシステムがあったそうです。カード化になっていまして、今言われるようなそこまで詳しいデータじゃないんですけれども、簡単な、いざというときの情報提供のできるようなカードがあったんですけれども、今はそのカードが機能しておりません、患者が多くなり過ぎておりまして。

いずれにいたしましても、当病院におきましては、基本的には72時間だったと思いますけれども、の対応。その間に、自家発がありますから、電気が消えた場合には自家発で回す。それと、問題は水であります。ですから、水がその間供給されないとすると、72時間で我々の病院の透析もストップをせざるを得ない状況になっておりますので、含めて、34名の患者さんを、それをやらないことによって命を失うことになりますので、それらの危機管理を含めて、実は昨年そのことがありまして、72時間以降の中でどうやっていくのかということを含めて、問題はマニュアル化するか、それとカード化するかということは、今検討をしている最中であります。

ですから、これは相手病院との連携も要りますので、自分の病院だけでの話にならないわけでありまして、その他の病院の名前を使うとすれば、そことの了解も得なきゃいけませんので、含めて、今やられている泌尿器科の部分の病院さんについてはそういう先進的な例でありますので、その辺のことを参考にして今検討させていただきたいなと思っておりますし、検討をしている。

ただ、なかなか難しいことであるということだけではご理解を願いたいというふうに思います。それがすべてうまくいくかということは、ちょっと私どもも今検討している最中ですので、その病院のやっている例のとおりいくかどうかということとは、まだちょっと結論に達しておりませんので、もう少し検討させていただきたいと思っています。

●委員長（谷口委員） 15番、佐齋委員。

●佐齋委員 大変よくわかりました。

ちょっと私もデータの聞いたのは忘れちゃったんですが、透析するには電気は1人1つの機械で何キロワットも使うらしいんです。何百じゃないですよ。それから、水道もタンクローリー1車としても、10人かそこらしか使えないと。それから、タンクローリーの水はだめらしいです。やっぱり水道水をこして、特殊な水にしなければできないということらしいですよ。

そういうことでもって、今私行っている病院では140名ぐらいのそういう患者がいるんですけども、全員家族に来ていただいて、それでこういうふうに中越地震があったものですから、これは大変だということでもってこういうマニュアルをつくって、必ず家族も出てくれということをやっている。本当細やかに、どういう薬を飲んでっていうのが全部出ているんです。それから、家族もどういう対応をしてくれというのが出ていましたから、命にかかわることですし、聞くと、3日ぐらい透析しなければ、大体もう終わりだろうということはないですけども、そういうふうな病気なものですから、ぜひひとつその辺も検討していただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 特に心配なのは、透析患者の場合、当然服薬をしている。薬を飲んでおられる方がすべてであります。ですから、そういう意味では、そういうデータも含めて、やっぱり家族、またはほかの部分に伝える手段ということは、緊急時の危機管理としては持たなきゃいけないというふうに思っておりますので、今の段階においては、何とか何十時間という枠の中で対応して、次の対応策というふうになっているわけでございますけれども、当面は、今のところ何とか、1週間のうち何回という透析の形があるんですけども、言われたように、水は浸透升を使って、要するにタンクローリーの水が使えないことは重々、そのとおりであります。

ですから、そのことも含めて、危機管理について、特に透析患者についての危機管理のマニュアルづくりを急いでまいりたいというふうに思っております。今、全体的な委員会をつくりまして、見直しの作業、感染対策も含めて見直しをしておりますので、その中の項目の中で協議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

なければ進めてまいります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目畜産業費、4目農道費、5目農地費、8目農業水道費。ございませんか。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費。

10番、池田委員。

- 池田委員 道路改良・舗装工事費の関係で、尾幌18号線の整備事業で、当初1,485万8,000円で減額が差額178万5,000円で、1,307万3,000円と12%ぐらい工事費が減っておりますので、ちょっとこの内容をお知らせ願いたいと思います。

- 委員長（谷口委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） お答えを申し上げます。

この内容でございますけれども、まず実施設計によります減が93万5,000円ほどございます。それと、入札の執行残、執行によりまして減となったものが85万500円、合わせまして178万5,000円の減となったものでございます。

- 委員長（谷口委員） 10番、池田委員。

- 池田委員 入札の関係はわかりましたんですけれども、93万5,000円の内容の内容というのはどういうことなんでしょうか。

- 委員長（谷口委員） 建設課長。

- 建設課長（佐藤課長） 93万5,000円の内容ということでございますけれども、今回の工事につきましては、改良工事、それと舗装工事と合わせた中での工事でございます。その中で、単価だとかそういったものの増減、それと図面を書いた中での精査すると数量が減ったとか、そういった中でトータルしたものの中で93万5,000円減となってきたものでございます。

- 委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

なければ進めてまいります。

12款給与費、1項給与費、1目給与費。

11番、岩谷委員。

- 岩谷委員 ここでやるのは、職員の超勤の実態についてちょっと二、三点お伺いしたいと思います。

実は、超勤につきましては、平成10年ごろに行革の中でいろいろ改良されまして、大体8年ぐらいに入りますか。それから、8年の経過の中に、最近、夜ですね、庁舎内に相当電気がついていてという町民からの電話が実はあったわけなんですけれども、果たして超勤のやっている方の実態についてどうなっているのか、まず第1にお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

超過勤務命令につきましては、それぞれの所属している課の所属長、課長等でございますけれども、課長等がその仕事の量、ボリューム、こういったものを把握しながら、事前命令というのが基本になっておりまして、そういった中で取り組むと。それから、基本的には、夜の10時までという部分を一つのめどといたしました命令をかけている。

ただ、場合によっては突発的な業務が入ってくるとか、そういったような形の中で、どうしても期日までに仕上げなければならないと、こういうような場合も中にはございます。そういった場合につきましては、夜の10時を超えて業務に当たらなければならないという場合もあるということでございますけれども、基本的には、先ほど申しましたような、一つの10時を目安にいたしました形の中で業務管理を各所属長の中で行っているという実態にございます。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 先ほど、電話があったということなんですけれども、一応このことにつきましては、町民の方が恐らく夕方になれば随分このごろ庁舎内が電気ついておるかな。そして、職員の家族の方からも、十分やはり仕事がきついという中で言われたものだから、それをどうしても調べてほしいと。だから、そういうことを、結局例えば各課の中で調べているのかどうか、それについてもう1回お教えいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

各課での時間外管理という部分につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、事前命令という形の中で、所属長の把握した中でもって、命令によってこの超過勤務を行うんだと。これが基本でございます。そういった中で、個々の勤務、時間外命令をした経過といいたいでしょうか、そういった部分もそれぞれの所属課の方において記録をとっておくという形になってございますので、それによって把握をしているという実態でございます。

超過勤務の関係につきましては、やはり職員の健康管理という部分についてもかかわってくることでございまして、そういった中では、所属課において適切な命令のかけ方という部分について、配意をいただきながら業務に当たっていただくというような方針で厚岸町全体としては臨んでございますし、そういった部分についても、課長会議等においてこういった基本的な方針については全体的に流しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 仕事の内容については、事前に命令という形の中であるんですけれども、例えば土・日曜になりますか、そんな中で出て仕事をやる。そういう場合もありますか。何かそういう話の中に、仕事を命令された以外に、やはり土曜・日曜出てやって、かなりきつい仕事になっていると。そういうお話が電話あったわけで、私それを知らないというわけにもいかないし、それじゃどうしたらいいのかなと。たしか、振りかえか何かありますね、代休。それ以外で。だから、そういう実態があるかないかということなんです。それまでわかっているかわかっていないかと。

やはりこれ、給料のお金の問題じゃなく、先ほど課長言ったように、あくまでも職員の健康ですね。そして、職員の家族から、このままでいったら大変だと、そういうお話があったということなんですけれども、そういうことがあったかないか、そちらの方で把握しているかどうか教えていただきたいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

土曜・日曜の関係につきましては、基本的に、ただいま質問委員さんがおっしゃられたとおり、振りかえといいましょうか、別な日に振りかえて週休を、週の休みですけれども、これを確保するというのが基本的な考え方として運用をしてくれています。

ただ、先ほども触れましたけれども、どうしても突発的な仕事の入り方だとか、そういったものによっては、そこに集中してやらなければならないという事案が生じてきている場合もあるということでございまして、それにはやはりそういった対応をせざるを得ないという事実があるのも確かでございます。

ただ、考え方といたしましては、この時間外の取り組みにつきましては、先ほど言いましたように、事務の効率化であるとか、あるいはその業務の均等、協力体性のとれるものについては、できるだけ協力体制をとりながら、一部に極度の負担がかからないようにというような部分も念頭に置いた取り扱い、命令のあり方という部分について、指示もさせていただいております。

実態につきましては、そういった形の中で、やはり例えば会計監査が入りますとかというような形になりますと、どうしてもそこに集中してやらなければならないという事例も生じてきているという場合もあるということは、ご理解いただきたいというふうに思いますけれども、この時間外のあり方、要は職員の勤務のあり方、こういった部分につきましては、先ほども言いましたけれども、健康面にも当然影響が出てくることでございますので、これについては、これからも全体的な形の中で機会あるごとに所属長に指示をいたしまして、少なくともそういう健康を害するような形のないように十分配慮をしてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●岩谷委員 ちょっと1つ答弁漏れがある。健康上でもって家族の方から電話があったか、そういうことをわかっているのか、わかっているのか。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 家族の方から私の方には、こういう部分があるというようなお話は来てございません。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 内容についてはいろいろわかりました。

ですけれども、やはり町民の方からそういう電話があるのであれば、どうしても何か命令等やら、そういうことでもってお話ししてもらえるのであれば、自分としては、違う方に出て調査する段階に行かなかったら、はっきりしないんじゃないかなと思うんですよ。あくまでも、職員の健康上を考えた場合に——超勤でもってかなり仕事の量が多いものかどうかわかりませんよ。でも、時間外に、相当やはり疲労がたまってくるということで、家族の方から電話をいただいている。そういう話があるものですから、そこら辺がそちらの方で把握しないのであれば、私は、やっぱりある機関を訪ねて、それ調査してもらわなきゃならないんじゃないか。やはり町民の方からそういうお話があるのであれば、知りませんというわけにはいかないですよ。そこをもう1回、答弁ははっきりしてください。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げますけれども、そういう職員の家族から、そういった形の中で、こういう実態があるのでどうかしてほしいというような部分での連絡、こういったようなものについては、直接私どもの方には来ていない実態にあるということでございます。そういうようなお話が委員さんの方にされているということでございますので、私どもの方もそういったことを踏まえながら、さらにそういった実態等について、できる範囲内で調査をしてみたいなというふうに思っておりますし、先ほども申しましたけれども、職員の健康管理ということはこれ大変大事なことでございますので、そういったことに配慮した業務のあり方、こういう部分についても、十分これからは所属長ともども配慮してまいりたいなというふうに考えております。

●委員長（谷口委員） 11番、岩谷委員。

●岩谷委員 それ以上お話ししても前に進まないのであれば、一応やはりこの問題については、お電話のあったということで。それで、かなり疲労度もたまっている、職員のね。そういうお話が家族からあったということで、それがそちらの方で知らないというのであれば、やはりある機関を通して調査をしなきゃならん。だから、もう少しそこら辺調べてみてほしいと思います。

●委員長（谷口委員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） 先ほども申しましたとおり、私どもの方で、連絡があったということでございますから、その辺の実態については調査してみたいなというふうに思っています。

●岩谷委員 よろしくをお願いします。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

他にございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（谷口委員） 次に、議案第84号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページ、歳入から進めてまいります。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者等国民健康保険税。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

次に、6ページ、歳出に入ります。

8款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、1目前年度繰上充用金。

9番、松岡委員。

●松岡委員 また、ちょっと補足みたいな質問で、まことにはっきり言ってできないかと思いますが。

非常に会計の赤字については町長も心を痛めていると思われるんですが、これいつまでもやっている、不良債権といいますか、そういうことになって、それこそ先ほど南谷委員が言ったような夕張市の問題にもなりかねないと考えられると思うんです。そういったことから、少々無理かもしれませんが、少なくともこの会計の再建策、赤字に転換できるような計画をやっぱり立ててもらいたいと思います。当然、これは町民もその痛みは知らなきゃならないと思いますけれども、やっぱりいつまでもだらだらと赤字をそのまま続けていくと大変なことになると思うんですよ。この際、やはりどこか

で決断して、5年でも10年でも、そういった計画を立てて、黒字になるような、そういった堅実な財政にしていってもらいたいと思うんですが、その点について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 私の方からお答えを申し上げます。

平成15年度まで、それからそれ以降の事業運営のあり方に大きな違いがありまして、今、委員おっしゃるように、15年度から単年度決算で赤字が発生をする。それが16、17、2カ年にわたって15年度対比で赤字がふえるということについて、ご心配をおかけしていますことについてはおっしゃるとおりでございます。

平成15年度までの運営に当たりましては、単年度決算で国保会計に赤字が発生させないという一つの方針で、一般会計からの繰り入れで何とか乗り越えてきたと。もともと税収をいただくべき額を確保していなかったという体質そのものは、15年度まではずっとあったわけではありますが、これじゃいけないということで、15年度に税率改定の作業をさせていただいて、議会のご承認をいただいて進めてきたというところであります。2カ年たって、17年度の決算に向けては、これ以上大きな累積額を残すわけにいかないということで、8,000万円の緊急追加的な一般会計からの繰り入れもいただきました。その結果、17年度の単年度としては、累積赤字として前年よりも赤字幅を縮小することができたという状態であります。

委員おっしゃられますように、赤字をいつまでも抱えている、あるいはどんどんふえていくという状況がもし発生するとしたならば、国民健康保険の運営そのものが消滅をしていくということについては、私どもも同様の危機感を持っております。

ただ、特別会計を運営する上で、必要な財源確保について、税収なのか、それから一般会計からの繰り入れなのかというところが当面の問題として突きつけられてまいります。町長からも、全国の7割の市町村国保が赤字で苦しんでいる。これは1つの自治体に取り組んで解決できる問題ではないというお話も前回させていただきましたが、国の制度を変えるということについては、非常に時間もかかりますし、我々が思うようなテンポで進むということもなかなか考えにくい。

さすれば、収入を確保するための手法をどうするのかということが緊急の課題になってまいります。私ども、このままでいいというふうには思っておりませんし、早急にどういう対応をお示しをし、町民の方にも理解をしていただいて、厚岸町の国保事業をどう進めるのかというのは、まだこの方向で行くというものは持ち得ておりませんが、早い時期に再建計画というものをきちっとやっぱりつくるべきだろうというふうに思っておりますので、再建計画そのものの骨組みができましたときにはまた明らかにさせていただいて、いろいろご支援、ご鞭撻をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 わかるんですけども、やはり早急にやらなかったら、だんだん深みに入っていくんですよ、これ。今までそういう例もあるんですよ。

それで、あえて私ここで申し上げたいんですけども、大体いつごろをめどにしてこの計画というものを立てられるのか。その計画が5年かかろうと、6年かかっても仕方がないと思うんですけども、先ほど私が言ったように、町民に痛みを分かち合うようなことになってもある程度はいたし方がないと。はっきり言うならば、一般財源から出そうが、国保税を上げようが、そういう方法もやむを得ないだろうと。それを理解してもらうような方法をとって、早急に計画案といいますか、再生計画というものを示してほしい。そして、それを町民にやはり知らしめるべきだと思うんですよ。希望を持たせなかったら、今の状態だったら、本当に希望が持てないわけです。町民も一体どうなるんだろうと。厚岸町の財政つぶれちゃって、ましてや夕張市のような例が道内にあったわけですから、あんなことになったら大変なことになるわけですよ。そんなことも心配されると思うんですよ。

それで、これはやはり若狭町長のあれだとしても、当然これは早急に再建計画を立てて町民に示すべきだと、そして町民に希望を持たせるべきだと、そうと思いますが、いかがですか。

●委員長（谷口委員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） ご指摘、ごもっともでございます。

私どもも、さきの医療関連法案の改正の問題も一般質問の中でお受けしましたが、平成20年度から75歳以上の後期高齢者の医療をスタートさせるという話になっておりまして、今現在も老人保健制度というのを持っておりまして、これが後期高齢者の医療制度にかかわっていくんだということについては想像つくのでありますが、国民健康保険が負担をすべき経費等々の問題も出てまいります。そういった医療制度の変更に伴います見通しも今後早急に出てまいりますので、そうした動きを見定めた中で、これで検討を進められるぞという材料を集めながら、早急な再建計画をつくっていかなくちゃいけないという認識でおりますので、委員おっしゃられるとおり、このままでいいということではなくて、そういった対応を急いでやっていきたいというふうに思います。

●委員長（谷口委員） 9番、松岡委員。

●松岡委員 しつこいようですけども、再度申し上げます。この次の第3回の定例会までに、それらをお示し願えますか。それをやはり町民に一刻も早く知らせなきゃいけない。私も個人的には、やはりそういったことでもっていろんな質問が来ております。どうにもこうにもしようがないんだという答えはしていないですよ。必ずや、今に理事者がきちっとした計画を立ててみんなに示すと思うから、希望を持ってくれということを言っているんですけども、そういったことで、やはり早急にこれをしていただきたいと思います。少しでもやはり町民に希望を持たせたいと。町長の言われる、厚岸町に住んでよかったなという気持ちに、そのようにしてもらいたいと、こう思うわけです。

そういうことで、このことについてはひとつ何とか私の言ったように、9月か10月、秋口までには必ずその再建計画を立ててほしいと、そう思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（谷口委員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

再建計画を早く出せということではありますが、実は国保のみならず、今釧路管内の自治体においていろいろと大きく赤字を抱えている課題があるわけでありまして。合併を見据えての広域連携というのが、我々、釧路支庁管内のグランドデザインになっておるわけでありまして。

そこで、今の国保の問題、厚岸町のみならず、釧路管内すべての大きな課題であると。この国保を広域連携でできないのかどうか、1つの検討課題になっております。さらにはまた、先ほど担当課長からお話しいたしましたが、このたびの医療法の改正に伴いまして、後期高齢者医療というものが平成20年から北海道一円でやるという新しいことも出てきておりますので、そういうことで、速やかに長期見通しを出せというのは、もう少し町村の関係、さらにはまた道との関係、今出てきておりますので、しばらくは時間をお貸し願いたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

●委員長（谷口委員） いいですか。

他にございませんか。

なければ、総体的にございませんか。

1番、室崎委員。

●室崎委員 なるべく早く終わらせますので。

国保の会計の方からいうと、今のような非常に町村としては大変苦しい状態なんです。ただ、国保制度というのは、利用者にとってはこれ必要欠くべからざるものです。これがなくなったら大変です。一部には、国保税が払えなくて、証明証とか何かというものをかわりに出すと。そうすると、一遍窓口で払わなきゃならないというような状況になりますと、お医者さんにかかれなくなってしまう。それぐらい国保のこの制度というのは大事なものだということは、これは町民みんな知っていると思います。

それで、例えばこういう診療が国保の対象になるんだろうかというような話はよく聞きます。それで、今非常に一般町中で言われるのは、たばこの禁煙パッチというのがありますが、これが国保の対象に今回なったんだということがニュースで随分言われているんですが、町立病院でそれをお願いしたら、いや、うちの病院では国保の対象になりませんよということになったというふうな話を聞いたんですが、それは事実でしょうか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 言われている、7月1日から禁煙パッチの保険適用というふうに相なります。しかしながら、条件整備が必要です。その中身は何かといいますと、病院の敷地内禁煙がまず大前提です。それと、禁煙外来を開く医師・看護師の体制、それともう一つは、機械器具、調べる機械があるんですけども、それは大した金額ではございません。それを常備することによって、禁煙パッチの保険適用ができるということになっておりまして、今のところその条件整備ができておりませんので、7月1日からの禁煙パッチの保険適用はできないという状況になっております。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 町の中で聞いていますと、町立病院は施設内禁煙けれども、敷地内禁煙は行っていないと。したがって、他の条件を整備したとしても、禁煙の条件を整備しない限りはできないんだと。病院たるものがという話で流れているんです。これは町立病院の信頼にもかかわる問題だと思います。

それで、国保の話でいいますと、前にも私議会で言ったんですが、たばこ税というのが入りますから、予算の面では、厚岸町でたばこを吸ってもらうと何か潤うように見えます。しかし、いろいろな統計を見ますと、多い数を出している統計ですと、実際にその町に入るたばこ税の8倍ぐらいが、大体国保だとかそういうもので出ていってしまう。少ない統計でも、3倍ぐらいの負担をかけてしまうというふうに言われて、たばこをやめってもらうことは、国保税のみならず町の財政にとってはプラスなんだということが、いろいろな統計が今出ているそうです。

そういうことを考えますと、やはり厚岸町の町立病院が率先して、たばこをやめたくて、たばこパッチで何とかしたいんだという人に積極的にこたえることは、国保税の一助になるのでないかというふうにも思いまして、これは積極的に前に進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 禁煙パッチの関係については、いろいろすぐにできるというふうな認識を持っておりましたけれども、基本的な条件があるということで、これは問題は職員からまず整理をしなきゃいけないということがあります。職員の意識をまず変えなきゃいけないということで、これは労働安全衛生委員会というのが職員の中にあります。それをまず立ち上げまして、たばこを吸う方を含めて議論をさせております。

実は、町立病院の中には、一般病棟のほかに介護病棟を持っております。一部意見の中には、ある程度お年を召されて介護を受けている方についての、何とか施設内禁煙は行っているわけでございますけれども、実は敷地内で吸わせているという実態があります。ついの住みかでございます。住む場所としての提供の病棟も持っておりますので、その整理をしなきゃいけないということで、今、その2つの課題を持っておりまして、まずは職員からこの近くですね……。

これ結論は、要するに管理者側と労働者側の半々の中で協議を行っているわけござ

いますけれども、職員の中での敷地内禁煙というのはできるだろうということの話で2回ほどやっていますけれども、そういうふうな方向が進んできております。実は、ほかの病院、北海道の北大病院も含めて、敷地内禁煙ということが相なると。それと、釧路管内の病院、釧路市、釧路管内、根室管内というのがありますけれども、実は市立病院、公的病院の部分ではおくらしている部分があります、敷地内禁煙というのは。

ですから、我々といましては、前向きに秋口をめどに何とか、職員としての敷地内禁煙についてはもっていくことができますけれども、もう一つ進んだ患者の部分で、喫煙を許しているという部分をもうちょっと整理する時間が要るのかなと思いますけれども、まずは職員、そして利用者の中で前向きな取り組みをしている。めどとしては、秋口をめどに、何とかその辺のことを整えることができないかどうかを含めて進めている状況であるということをご理解願いたいと思います。

●委員長（谷口委員） 1番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひいたします。

それで、それは1つには、今言ったような健康増進というものの範を示すという部分と、それから自分が禁煙したいので禁煙パッチを使いたいけれども、全額負担というのは非常に高価らしいんですよ。それで、保険適用になると大変ありがたいという声が町民の中にもあります。ぜひ、それに町立病院がこたえていただきたいと。

それから、いろいろな問題点があつて、その点について整理しなければならないこともよくわかりました。ただ、患者の中にたばこを吸いたいという要望があるということをも盾にして、職員がたばこを大っぴらに吸えるような論理のもっていき方だけはやめていただきたいと、そのようにお願ひいたしまして、ぜひこれは前に進めていただきたいということを要望して、やめます。

●委員長（谷口委員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） 職員側の意識としては、医療従事者も含めておりますので、そういう意識のないというふうには私は認識しておりますし、そのような方向では考えておりませんということを今の段階では言えるかなと思います。

いずれにいたしましても、要するに介護病棟ということの部分でどうしていくのかということが課題となるのかなと。それも、職員がやめることによって理解が得られていくのかなというふうには逆に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●室崎委員 結構です。

●委員長（谷口委員） よろしいですか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 次に、議案第85号 平成18年度厚岸町老人健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第1条の歳入歳出予算の補正3ページ、事項別明細書をお開き願います。

4ページの歳入から進めてまいります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、2目医療費負担金。ございませんか。

次に、6ページ、歳出に入ります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（谷口委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（谷口委員） 以上で、本補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算の審査は全部終了いたしました。

よって、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時22分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年6月23日

平成18年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長

